

議案第8号

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

別紙のとおり、機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年 3 月 5 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

平成31年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

平成31年琴浦町条例第 号

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例

(琴浦町課設置条例の一部改正)

第1条 琴浦町課設置条例(平成16年琴浦町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる課を置く。</p> <p>(1) <u>総務課</u></p> <p>(2) <u>企画政策課</u></p> <p>(3) <u>税務課</u></p> <p>(4) <u>子育て応援課</u></p> <p>(5) <u>福祉あんしん課</u></p> <p>(6) <u>すこやか健康課</u></p> <p>(7) <u>農林水産課</u></p> <p>(8) <u>商工観光課</u></p> <p>(9) <u>建設環境課</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条の課の分掌事務は、別に規則で定める。</p>	<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、次の課及び<u>び室</u>を置く。</p> <p><u>総務課</u></p> <p><u>企画情報課</u></p> <p><u>商工観光課</u></p> <p><u>税務課</u></p> <p><u>町民生活課</u></p> <p><u>子育て健康課</u></p> <p><u>福祉あんしん課</u></p> <p><u>農林水産課</u></p> <p><u>建設課</u></p> <p><u>上下水道課</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条の課及び<u>び室</u>の分掌事務は、別に規則で定める。</p>

(琴浦町環境審議会条例の一部改正)

第2条 琴浦町環境審議会条例(平成16年琴浦町条例第137号)の一部を次のよ

うに改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>建設環境課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>町民生活課</u> において処理する。

(琴浦町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 琴浦町水道事業の設置等に関する条例(平成16年琴浦町条例第185号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第3条 略 2 法第14条の規定に基づき水道事業の管理者(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため <u>建設環境課</u> を置く。	(組織) 第3条 略 2 法第14条の規定に基づき水道事業の管理者(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため <u>上下水道課</u> を置く。

(琴浦町子ども・子育て会議条例の一部改正)

第4条 琴浦町子ども・子育て会議条例(平成25年琴浦町条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務)	(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子育て応援  
課において処理する。

第8条 子育て会議の庶務は、子育て健康  
課において処理する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。